

総合福祉部会(第1回)委員意見書における調査関係部分の抜粋

茨木尚子委員 意見書 (P17)

その上で、当面(法律制定にむけて)以下のような現状分析、調査研究、試行事業の実施が必要となると考えます。

- ① これまでの障害者福祉の対象から漏れている人(発達障害や難病の人など)の実態やニーズを明らかにする。
 - 1) 特に、現在のサービスから漏れている人で、介助や移動、見守りなどのパーソナルアシスタンスを必要とする人たちの実態を明確にすること
 - 2) 当面新法施行まで、身障手帳所持を申請条件としないで、他の障害のある人と同様にサービス利用申請ができるようにする

- ② サービス利用決定の仕組みの変更にむけて、以下の現状分析、調査研究、試行事業を行う
 - 1) 現行自立支援法における「障害区分認定」(1次審査の仕組み)の評価を行う
(認定審査にかかる費用、支給決定との関係性なども含めて、その役割と問題点を明らかにする)
 - 2) 諸外国の福祉サービスの支給決定の仕組みについての実態調査の実施
(利用者、行政、サービス提供者などの評価を中心に、総合的調査を行う)
 - 3) 1)と関連して、その後の支給決定までの仕組みの市町村ごとの事例調査を行う
 - ・市町村でどのような支給決定を行っているか。(相談支援事業、認定審査会、個別支援計画などの実施状況と評価)
 - ・市町村で、支給決定にむけて、独自の取り組み(ガイドラインの策定や相談システム、当事者エンパワメント活動、相談者研修など)を行っている事例収集と評価
 - 4) 1)～3)の調査分析を行った上で、新たな支給決定モデル(例:申請⇒本人中心支援計画の策定⇒サービス支給決定というプロセスに基づく、協議・調整モデル)を提示し、試行事業を実施、評価する。

- ③ 訪問型サービスの在り方について、パーソナルアシスタンス型、直接給付型などの試行事業を含めて、今後の訪問型サービス体系や支給の在り方(報酬のあり方も含めて)を検討する。

注) パーソナルアシスタンス型とは、ホームヘルプや介助、外出支援、見守りなどの個別支援を、総合的に個人のニーズに合わせて提供する訪問サービスのことをさしています。

直接給付型とは、利用する本人に、直接サービス利用にかかる費用を給付し、本人(または利用者グループ)が介助サービス管理を行うシステムをさしています。

- ④ 入所施設(精神科入院)のあり方を、居住者の意向調査と地域移行の実態調査、また待機者といわれる人たちのニーズ調査などを、集中的に研究、検討し、入所施設のあり方について一定の方向性を示す。

上記の調査研究、また試行事業は、当事者(利用する障害のある方、サービス供給している組織や支援者、市町村など)の参加型プロジェクトにより、実施していくことが重要と考えます。

小野浩委員 意見書 (P47)

(5)本格的かつ詳細な調査の実施と調査設計への参加の保障

自立支援法の策定時には、誤ったデータや不備な基礎資料が国会に提出され、それらをもとに法案審議がおこなわれた。障害者基本法の抜本改正ならびに総合福祉法の制定では、これまでの障害の定義・範囲の抜本的な見直し、所得保障制度の拡充、地域生活を支える支援基盤の大幅な拡充、雇用と福祉の本格的な連携などが必要になる。そのためには、本格的かつ詳細な実態調査の実施が求められる。また実態に即した調査を実施するためには、その設計過程への当事者・関係者の参加が必要である。

尾上浩二委員 意見書 (P52)

これまでも、移動支援の地域間格差の拡大―社会参加支援の後退について指摘し、実態把握を求めてきたが、国は全く応じてこなかった。

「自立支援法」の施行によってどんな状況が生じているのか、地域や現場の実際の状況はどうなっているのか、そうした実態把握なしには制度設計はあり得ない。

事実に基づく来論・検討を進めていく当部会や推進会議(親会)の議論の中で、委員からの求めに応じて、情報の収集と公開を行って頂きたい。

北野誠一委員 意見書 (P75)

1. 自立支援法下のサービス支給決定方式の構造的改革に向けて、現状の問題と今後の課題を明らかにする。

(一定人口規模ごとのモデル自治体調査。サンプル調査は兵庫県西宮市で実施済み。当然、既存の調査研究を基礎にふまえる。)

- ①訪問調査員の実態と認定審査会の実態をふまえた、障害程度区分の果たした役割と問題
- ②市町村ごとの支給決定上のガイドラインの形成プロセスとその使われ方
- ③非定型についての認定審査会の位置づけ・機能と市町村の最終決定の内実
- ④市町村の支給決定担当スタッフのトレーニングの内実
- ⑤委託相談支援事業者の関与と本人中心支援計画（本人中心）ケアプランの位置づけ
- ⑥障害当事者（団体）の役割・関与と影響力
- ⑦都道府県不服審査会の形式と実態

駒村康平委員 意見書 (P91)

1. 障害者向け所得保障制度の整備

- (1)実態把握

- ・障害者の生計状況についての実態調査(収入、支出、資産、生活時間、家族の状況などを把握し、根拠に基づく政策をおこなう)
- ・無年金障害者の原因・実態把握(無年金障害者の発生防止の仕組み、制度から漏れ落ちた人々への所得保障)

竹端寛委員 意見書 (P121)

障がい者総合福祉法（仮称）が施行された段階で、三障害の地域移行政策を具体的かつ速やかに推進するためには、下記の5つの調査・施策が新法「制定までの間において当面必要な対策」と考える。

- ①現在入院・入所しておられる方へのニーズ調査

地域移行政策を具体的に展開する上で、基本的に全ての入所施設・精神科病院の利用者全員へのニーズ調査が必須である。その際、出身市町村の担当者と相談支援事業所、地域移行推進員等がセットになって訪問することが求められる。また、単にニーズを伺おうとしても、長年社会的な入院・入所を続ける中で、地域の社会資源や生活の幅・選択肢を知らない利用者は少なくない。そこで、ご本人のエンパワメントに繋がるような情報提供や、地域生活の実

態の紹介も兼ねた、エンパワメント志向の調査である事も求められる。

②過去5年間で退院・退所された方へのニーズ調査

厚労省調査によれば、平成19年10月から平成20年10月までの1年間で、1万人弱の方が入所施設から退所している。その行き先として、約半数が地域移行し、他施設や病院への転施設化も半数近くになる、という。この移行者の実態を把握する為のニーズ調査は、施設・病院の双方で必要となるだろう。地域に戻られた方はどのような暮らしをしておられるのか。その中で必要とされるサービスは何か。また、転施設化された方の理由はどのようなものか、を伺う事も、地域移行政策には必須である。

③「施設待機者」へのニーズ調査

また一方で、先の厚労省調査によれば、毎年の退所者数に近い数値の新規入所者がいる、という。この新規入所を求める「施設待機者」はどのような理由から入所を希望しているのか、何があれば地域で暮らせるのか、といった実態調査をすることも、同時に求められる。

(略)

西滝 憲彦委員 意見書 (P142)

4. 障害程度区分の抜本的な見直し

ろう重複障害者及び盲重複障害者については、他の身体障害者とは全く違った支援特性があります。聴覚障害者本人の意思を尊重し、その障害特性、生活実態、コミュニケーション環境の実態などがきちんと反映されて、必要なサービスが受けられるよう抜本的な見直しが必要です。障害当事者及びろう重複障害者施設・盲重複障害者施設の実態調査と意見を十分に踏まえて進めて下さい。

野原 正平委員 意見書 (P152)

6. 当面は行政が名簿の掌握できるすべての特定疾患患者の生活実態調査を行うこと。